

主な質問への回答

No.	サービス種別	質問内容	回答
1	訪問看護	法人で実施している虐待防止の研修は、これまで管理者が参加するようになっていましたが、管理者ではなく虐待防止委員またはその他職員でもよろしいでしょうか。	研修の受講は、管理者や虐待防止委員に限定せず、多くの職員に受講してもらうことが基本ですが、業務の都合上、それが難しければ、管理者や虐待防止委員が受講することも可能です。ただしその際は、他の職員に伝達研修を行い周知を図ってください。
2	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	感染症対策委員会や虐待防止委員会等の各種委員会は、法人の委員会に事業所の職員が属し定期的に会議に出席していれば良いか、属していても事業所で委員会を設置する必要があるか教えてください。	各委員会については、解釈通知で「事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない」と記載されていることから、基本的には事業所ごとに設置し、実態に則した内容で話し合う必要がありますが、合同での開催自体は問題ありません。ただし、例えば訪問系と施設系で対応が異なる部分があったり、事業所で発生したケースについて検討が必要な場合があったりと、画一的な委員会の内容では十分に検討できていない可能性があります。一概に合同開催とする場合は、内容に不足がないか留意してください。
3	介護老人福祉施設	感染症対策の研修及び訓練と、BCPの感染症の研修及び訓練を同時に行った場合、記録も兼ねているため、写しを作成し、感染症対策とBCPのファイルに別々にファイリングしておいた方がよろしいでしょうか。	感染症対策とBCPのファイルがあるのであれば、それぞれに研修、訓練の記録や資料をファイリングしておいた方が後で見返す際に分かりやすいと思います。
4	特定施設入居者生活介護	新興感染症発生時の対応として、協力病院とは常に（新型コロナの時も含め）口頭で対応について協議・相談しており、対応を拒否されたことは一度もありませんが、新たにこの件に関して別途協力病院と文書で協定を結ぶ必要があるのでしょうか。	必ずしも文書で協定書を結ぶ必要はありませんが、新興感染症発生時等における対応を取り決めていることを担保するために協定書等の文書に残すことは有効です。

No.	サービス種別	質問内容	回答
5	福祉用具貸与	業務継続計画を市へ提出する必要はありますか。	業務継続計画は市へ提出する必要はありません。
6	特定施設入居者生活介護	入職時の研修を入職日で実施することも必須でしょうか。入職者が月内で複数名いる場合などは、ある日を事業所で定めて一斉に新規入職者に対して必須項目の研修を実施することが効率的だと思いますがいかがでしょうか。また、新規入職者については、いつまでに必須項目の研修を実施すればよいか具体的な期間等を教えてください。	入職時の研修は入職日に実施することは必須ではありません。入職者が複数いる場合は、まとめて研修を実施して構いません。研修は入職後、可能な限り早い時期に行うのが望ましいですが、その時期については法人でご確認ください。
7	訪問看護	研修や訓練を実施する際、参加予定者が緊急対応などで参加できなかった場合は、議事録参照でもいいのでしょうか。	やむを得ず研修や訓練に参加できない者がいた場合は、議事録等の資料を回覧し、内容を周知してください。なお、資料を回覧する際は、全員が確認したことがわかるようサイン等をもらってください。
8	小規模多機能型居宅介護	入居者が急変（心筋梗塞）により緊急搬送され、その後お亡くなりになった際にも、事故報告は必要なのでしょうか。	新潟市のホームページに掲載させていただいております通知のとおり、死亡報告については事故が起因のものです。病状の悪化である場合はご報告は不要です。ただし、不自然死や自殺によるものであれば報告をお願いします。
9	通所介護	病院受診を伴う事故が発生した場合、事故報告を行っていますが、治療に長期に要する場合の通院の場合は、その都度の報告が必要なのか、それとも通院終了後の報告でよいのでしょうか。	第1報での報告後、ご利用者様の状態等に变化なく経過観察での通院で処置（例：痛み止めの湿布のみ）であれば追加の報告は必要ありません。通院終了の報告のみで構いません。
10	特定福祉用具販売	特定福祉用具の販売金額を値引きして提供することも不適切でしょうか。（例えば10万円を超える商品を自己負担が少なくすむように10万円以内で提供する等）	キャンペーンと称して一定期間内の購入についてだけ安価な価格を提示することは不適切です。事業所の運営規程等により定めている金額で販売をお願いいたします。